

つくば市農業政策課からのお願い

農業サポーター制度の利用について

(農業サポーター受入れを希望する農業者の皆さんへ)

「農業サポーター制度」は、農業者の皆さんと交流したい、農業に興味がある、といった思いをお持ちの方に、市の「農業サポーター(無償ボランティア)」として登録いただき、人手が不足している、農業へ理解を持ってほしい、と考える農業者を手伝っていただくものです。

本制度の利用は任意です。本制度の利用を希望される場合には、以下をご理解のうえで、ご利用ください。

I 本制度を利用できる方

- ◎サポートを受ける農園が市内にあること。また、農園や近隣に駐車スペースがあること。
- ◎「農業サポーター受入れ農業者の心得」に記載の以下の事項を遵守すること。
 - ・農業サポーターはボランティアです。従業員と区別した対応を心掛けてください。
 - ・機械作業等の危険な作業は、お願いしないでください。
 - ・作業中は常に自分の目の届く状態で行動してください。
 - ・怪我やトラブルが発生した場合は、すぐに農業政策課にご連絡をお願いします。
- ◎サポーターと金銭のやりとりを行わないこと。(お礼で農産物をお渡しいただくことは問題ありません。)
- ◎サポーターの受入れの有無に関わらず、毎月10日までに前月分の受入状況報告書を必ず提出すること。(制度の継続や保険の適用に関わりますので、必ず提出をお願いします。提出がない場合、サポーター募集を取り止める場合があります。)
- ◎募集内容(作業内容、作業期間等)を変更したり、募集を休止したりする場合、農業政策課へ必ず連絡すること。
- ◎連絡先をつくば市ホームページに載せることに承諾し、農業サポーターからの連絡に対応できること。(Eメール・電話を問いません。Eメールでのやり取りができると、尚良いです。)
- ◎サポーターの連絡先等の情報を外部へ漏らさないこと。

(裏面もご覧ください)

2 農業サポーター依頼から受入れまでの流れ

①サポーター 募集依頼

(制度利用者全員)

- ・毎年2月末までに「農業サポーター受入申込書」及び「年間作業予定表」を農業政策課へ提出。その後、4月初旬までに市ウェブサイトへ公開します。
- ・年度途中にお申込みの場合、上記の書類を農業政策課へ提出。各月23日までに申込のあったものを翌月初までに市ウェブサイトへ公開します(3月は翌々月初に公開)。

②受入日調整、日時確定

(農業サポーターの応募があった場合)

- ・農業サポーターからの連絡を受けて、作業日を決定。
- ・サポーターとの調整事項:集合場所、日時、持ち物、服装等

③サポーター 受入れ

(農業サポーターの応募があった場合)

- ・天候等により作業内容や作業日時が変更・中止となる場合には、必ずサポーターへ連絡をしてください。

④受入状況 報告書提出

(制度利用者全員)

- ・サポーター受入れの有無に関わらず、毎月10日までに、前月分の「農業サポーター受入状況報告書」を提出。(内容を満たしていれば、Eメールの文面へ記載し、御報告いただいてもOKです。)

3 その他

- ◎市では、サポーターの活動中のケガ等に備え、ボランティア保険に加入しています。ただし、適用は市に登録のある農業サポーターが、市を介して募集した農作業中に負ったケガ等に限られます。また、熱中症は適用外です。
- ◎サポーターから作業希望の連絡がありますので、直接、やり取りして受け入れてください。(受入状況報告書により報告をお願いします。)
- ◎募集を行っても、農業サポーターの応募がない場合があります。
- ◎本制度は、農業者の人手不足を補うだけでなく、農作業を通じた生産者・消費者の交流及び本市農産物や農業とのつながりを深めてもらうことを目的としています。お互いに「気遣い」と「コミュニケーション」を大切に、無理なく良い関係を築いてください。

